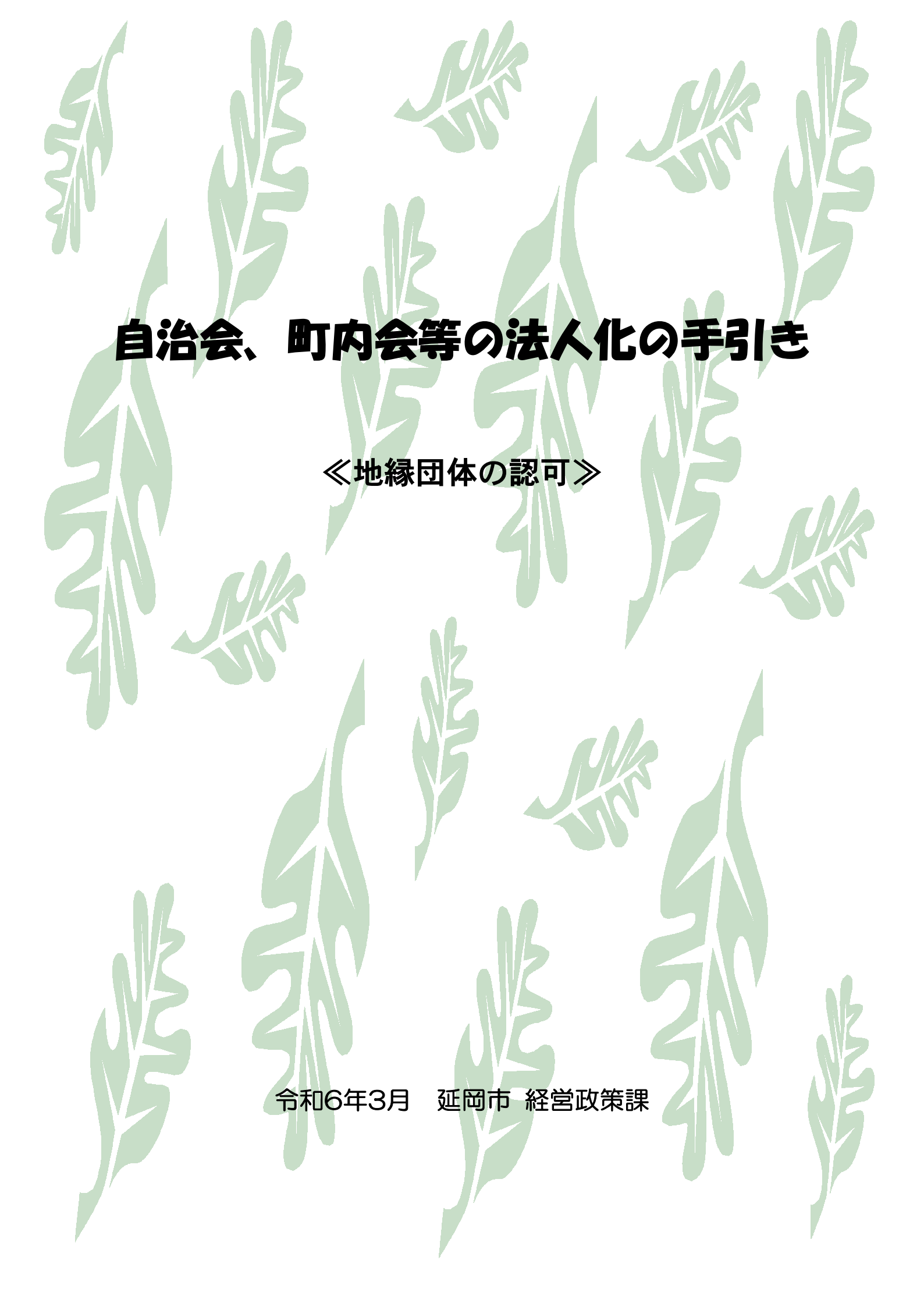




自治会、町内会等の法人化の手引き

《地縁団体の認可》

令和6年3月 延岡市 経営政策課

目 次

I	はじめに	・ ・ ・ ・ ・	1
II	地縁による団体とは	・ ・ ・ ・ ・	1
III	認可を受けるための要件	・ ・ ・ ・ ・	2
IV	認可申請の手続	・ ・ ・ ・ ・	4
V	認可	・ ・ ・ ・ ・	5
VI	印鑑の登録及び証明	・ ・ ・ ・ ・	6
VII	認可地縁団体の責務等	・ ・ ・ ・ ・	8
	・ 規約や告示された事項（代表者等）に変更があった場合の届出		
VIII	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	・ ・ ・ ・ ・	11

様式・関係法令等

1	各種様式	・ ・ ・ ・ ・	14
2	関係法令	・ ・ ・ ・ ・	34
3	標準規約例	・ ・ ・ ・ ・	43

I はじめに

元来区、自治会、町内会等（以下、区等という。）は「権利能力なき社団」として位置づけられ、その所有する公民館や土地などの不動産については、区等の名義で不動産登記をすることができませんでした。

このことにより、区等ではその所有する不動産を代表者名義などで登記していたため、代表者の変更、名義人の死亡などによる不動産登記上のトラブルが生じていました。

こうした問題に対処するため、平成3年4月に施行された改正地方自治法により、市長の認可を受けた区等に法人格を与え、当該団体の名義で不動産の登記をすることができることとされていました。

このことについて、令和3年11月に再度地方自治法が改正されたことにより、認可の目的は、不動産等の所有を前提としないものに見直され、地縁による団体は不動産等の所有の有無にかかわらず、「地域的な共同活動を円滑に行うこと」を目的として、市長の認可を受けることができることになりました。

II 地縁による団体とは

地方自治法では、町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体を「地縁による団体」と定義しており、区等のように、その区域内に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体がこれに当たります。

しかし、青年団や婦人会のように構成員となるための条件として性別や年齢などの特定の条件がある団体や、スポーツクラブや伝統芸能保存会のように活動の目的が限定される団体は地縁による団体ではありません。



Ⅲ 認可を受けるための要件

地縁による団体が市長の認可を受ける（法人格を取得する）ためには、次のすべての要件を満たす必要があります。

1. 「地縁による団体の区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている」と認められること」

地域的な共同活動とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な自治会・町内会活動のことです。現に活動を行っているとは、過去数年以上の活動実績が必要です。

2. 「地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。そして、その区域が相当の期間にわたって存続していること」

この「区域」は、当該地縁による団体の構成員のみならず市内の他の住民にとっても容易にその区域が認識できる（例えば、町名・地番等で明確に認識できるか、河川、道路等で区域が画されている）ことが必要です。

「相当の期間」とは、地縁による団体が当該区域内において安定的に存在していると認められる期間であり、従って、全く活動実績のない新設の地縁による団体は安定的に存在しているとは認められません。

3. 「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること」

その区域に住む個人すべてが加入できるという意味です。世帯を単位とすることは認められず、また、区域に住所があること以外に、年齢・性別・国籍等の条件をつけてはいけません。

区域内に事務所を有する法人、団体等が賛助会員等になることを妨げるものではありませんが、構成員とはなりえず、地縁による団体の意思決定への参加や直接の活動は行えません。

なお、「相当数の者」の判断は、加入している個人の属する世帯の数が、当該地縁による団体の区域におけるすべての世帯の数の過半数であることを目安としています。

4. 「規約を定めていること」

次の事項を定めた規約があること。【P44. 標準規約例参照】

網掛け部分：告示事項

- i 地縁による団体の目的
- ii 地縁による団体の名称
- iii 地縁による団体の区域
- iv 地縁による団体の主たる事務所の所在地
- v 地縁による団体の構成員の資格に関する事項
- vi 地縁による団体の代表者に関する事項
- vii 地縁による団体の会議に関する事項
- viii 地縁による団体の資産に関する事項

また、地方自治法第260条の2から第260条の39までの規定に反した規約では要件を満たすことにはなりません。

以前の認可の目的は、法人格を得ることにより、団体名義で不動産登記をすることができるようになることであつたため、現に不動産等を「保有している」又は「近い将来確実に保有する予定」であることが、申請する際の必要な要件とされていました。

このことについて、地方自治法の一部が改正され、令和3年11月26日から施行されたことにより、認可の目的は不動産等の所有を前提としないものに見直されており、地縁による団体は、不動産等の保有の有無にかかわらず、「地域的な共同活動を円滑に行うこと」を目的として、市長の認可を受けることができるようになりました。

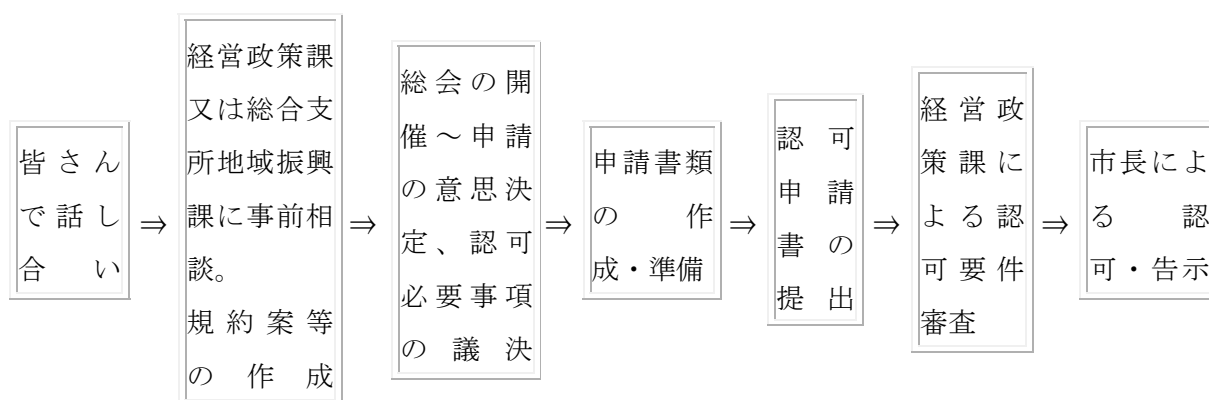
IV 認可申請の手続

認可の申請をしようとするときは、あらかじめ当該地縁による団体の総会において、認可を申請する旨の議決をしなければなりません。この議決は権利能力なき社団である地縁による団体が、法人となる旨の意思の決定と位置づけられます。

地縁による団体は、認可を申請しようとするときは、代表者が次の書類を市長（本庁経営政策課又は各総合支所地域振興課）に提出しなければなりません。

- i 認可申請書【P14. 様式①】
- ii 規約
 - ・ 認可の要件、適用される法令の規定に則したもの【P43. 標準規約例】
- iii 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類【P15. 様式②】
 - ・ 認可を申請する旨を決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名・押印のあるもの
- iv 構成員の名簿
 - ・ 構成員全員の氏名、住所を記載したもの
- v 保有資産目録又は保有予定資産目録【P16～19. 様式③】
- vi 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（過去2年分の総会資料）
 - ・ 総会に提出された年度事業報告書や収支決算書等の当該団体の活動の実績を示す報告書等（総会資料）
- vii 申請者が代表者であることを証する書類
 - ・ 「申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名・押印のあるもの」【P15. 様式②】及び「申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書等の写しで申請者本人の署名のあるもの」【P20. 様式④】

◆ 認可申請手続の流れ ◆



V 認 可

地縁による団体の代表者から認可の申請があった場合は、認可要件を満たしているかどうか書類審査を行います。

審査の上、認可要件を満たしていると確認できたときは、市長が認可をし、その旨を告示することにより認可手続は完了します。

なお、認可要件を満たしているかどうかの審査には約2週間かかります。

地縁による団体は、市長の認可によって法人格を取得し、その目的の範囲内で、権利能力を有することになります。

また、市長が次の事項（以下「告示事項」といいます。）を告示することで、認可を受けた地縁による団体が法人格を得たこと及び告示事項を第三者に対し対抗できることになります。

- i 名称
- ii 規約に定める目的
- iii 区域
- iv 主たる事務所
- v 代表者の氏名及び住所
- vi 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- vii 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- viii 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ix 認可年月日

なお、認可後に告示事項に変更があった場合は、代表者は届出書に告示事項に変更があった旨を証する書類を添えて、市長に届け出なければなりません（詳細はP 8のⅦの(2)のとおり）。そして、市長による告示事項に変更があった旨の告示がなければその変更については第三者に対抗できません。

認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」といいます。）は、法人としてそれ以前とは異なった位置付け及び取扱いがなされることになります。主なものは以下のとおりです。

- i 団体名義で資産の登記・登録ができます。
- ii 規約を変更する場合は、市長の認可を受ける必要があります。
- iii 破産、解散及び清算については裁判所の監督の下に所要の手続を進めることになります。

しかし、認可後も住民により自発的に形成された団体であるという性格は変わるものではなく、従来どおり、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする団体であることに変わりはありません。

VI 印鑑の登録及び証明

認可地縁団体が公民館などの不動産を登記する場合には、一般の法人と同様の登記手続を行うことになります。

したがって、これまで代表者等の個人名義で登記していた不動産については、法人名義（認可地縁団体名義）に所有権の移転登記をすることができ、この場合、移転登記の原因は「委任の終了」となり、市長の認可日が所有権移転の日付となります。《登記手続については、法務局又は司法書士にお問合せください。》

また、登記申請書に添付する住所証明書及び代表者の資格証明書については、告示事項証明書（地縁団体台帳の写し）によることとしており、さらに、登記名義人が登記義務者として不動産の登記をする際には、代表者の印鑑の証明書を提出しなければならないこととなっています。

こうした必要性から、認可地縁団体の印鑑登録及び証明の事務についても、個人の印鑑登録及び証明の事務と同様に、市において行うこととしています。

1 印鑑の登録

◆ 登録資格

印鑑を登録できる登録資格者は、認可地縁団体の代表者のほか、団体の職務代行者、仮代表者、特別代理人及び清算人となっています。

◆ 登録印鑑

- i 認可地縁団体が登録することができる印鑑は1個で、その印影の大きさは、一辺の長さが8ミリメートル以上30ミリメートル以内です。
- ii 登録印鑑は、法人印（〇〇自治会之印）・代表者印（〇〇自治会代表者之印）のどちらでも問題ありません。
- iii ゴム印その他の印鑑で変形しやすいものや印影を鮮明に表しにくいものは登録できません。

◆ 登録申請

認可地縁団体の代表者（登録資格者）は、認可地縁団体の印鑑の登録を申請しようとするときは、印鑑登録申請書【P21. 様式⑤】を提出しなければなりません。

申請書には代表者の個人の登録印鑑を押印し、当該登録印鑑の印鑑登録証明書を添付する必要があります。

また、印鑑登録申請書を提出するときは、登録する認可地縁団体の印鑑を必ずご持参ください。

◆ 登録事項

市では、登録原票（認可地縁団体印鑑登録原票）を備え、印影のほか次に掲げる事項を登録します。

- i 登録番号
- ii 登録年月日
- iii 認可地縁団体の名称
- iv 認可地縁団体の主たる事務所の所在地

- v 認可地縁団体の認可年月日
- vi 代表者等の登録資格
- vii 代表者等の氏名
- viii 代表者等の住所
- ix 代表者等の生年月日

2 印鑑の証明

認可地縁団体の代表者等は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書【P 22. 様式⑥】を市長に提出しなければなりません。委任状による代理申請も可能です。

市は、申請があった場合は、認可地縁団体登録原票の記載事項等と照合を行い、申請が真正であることを確認した上で印鑑登録証明書を交付します。

3 登録印鑑の廃止等

認可地縁団体の印鑑の登録を受けている代表者等は、印鑑登録を廃止しようとするとき、登録を受けている認可地縁団体の印鑑を忘失したときは、印鑑登録廃止申請書【P 23. 様式⑦】を市長に提出しなければなりません。なお、印鑑を亡失したときは、登録している個人の印鑑を添えなければなりません。

市長は、申請があったときは、当該申請に係る印鑑の登録を抹消します。また、印鑑を登録している認可地縁団体について、次に該当する事実を知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消します。

- i 印鑑登録代表者等の登録資格に変更があったとき。
- ii 認可地縁団体が解散したとき。
- iii 認可地縁団体の名称又は印鑑登録代表者等の氏名の変更により、登録印鑑として適当でないと認められるとき。
- iv i から iii までのほか、市長が特に認可地縁団体の印鑑の登録を抹消すべき理由があると認めるとき。

※ iii 及び iv の理由によって印鑑の登録を抹消したときは、印鑑登録代表者等にその旨を通知します。

VII 認可地縁団体の責務等

1 規約や告示された事項に変更があった場合

認可を受けた後、規約や告示された事項（代表者の氏名や住所、主たる事務所など5ページに記載する告示事項）を変更した場合は、それぞれ、規約変更認可申請、告示事項変更届出の手続きが必要になります。市長の変更認可や告示がないと、変更された告示事項や規約内容は変更したことにならず、効力が生じないため第三者に対して対抗できません。

(1) 規約を変更した場合

規約の変更について市長の認可を申請する場合は、次の書類を提出してください。

- i 規約変更認可申請書【P 24. 様式⑧】
- ii 規約変更の内容及び理由を記載した書類【P 25. 様式⑨】
- iii 規約変更を総会で議決したことを証する書類【P 26. 様式⑩】

なお、規約の変更内容が、代表者の氏名や住所、主たる事務所など5ページに記載する告示事項である場合は、(2)の「告示事項変更届出」も必要になります。

変更認可申請があった場合は、変更後の規約が前述の認可要件（詳細はP 3の「4」のとおり）を満たしているかどうか書類審査を行います。なお、審査には約1週間かかります。

(2) 告示事項を変更した場合

代表者の氏名や住所、主たる事務所など5ページに記載する告示事項が変更になった場合は、次の書類を提出してください（変更があった旨を証する書類は変更内容によって異なりますので、詳しくはご相談ください）。

市長が変更告示をして手続は完了です。

- i 告示事項変更届出書【P 27. 様式⑪】
- ii 告示された事項に変更があった旨を証する書類（総会議事録の写しなど）【P 15. 様式②】
- iii 受諾書（代表者が変更した場合）【P 20. 様式④】

2 認可の取消しと解散

◆ 取消し

認可地縁団体が以下の次のいずれかに該当するときは、市長は認可を取り消すことがあります。

- i 認可要件のいずれかを欠くこととなったとき
- ii 不正な手段により認可を受けたとき

◆ 解散

認可地縁団体が次のいずれかに該当するときは、認可地縁団体は解散します。解散したときは、市長に対する届出や、清算に伴う債権申出の催告（官報による公告）が必要になります。

- i 規約で定めた解散事由の発生
- ii 破産手続開始の決定
- iii 認可の取消し
- iv 総会の決議（規約に別段の定めがある場合を除き、総構成員の4分の3以上の賛成が必要）
- v 構成員が欠けたこと。

3 告示事項の証明

何人も、市長に対し、認可地縁団体について告示した事項に関する証明書の交付を請求することができます。

この証明書の交付の請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び主たる事務所の所在地を記載した証明書交付請求書【P28. 様式⑩】を市長に提出することにより行います。

証明書の交付は、告示事項を記載した地縁団体台帳の写し（末尾に原本と相違ない旨を記載したもの）を交付することにより行います。

4 認可地縁団体の事務

◆ 不動産登記等の手続

現在、代表者やその他の構成員の方々などの個人あるいは共有の名義になっている不動産等は、認可地縁団体名義で登記することができます。不動産登記手続の詳細は、法務局又は司法書士にお問合せください。

◆ 財産目録の作成と備置義務

財産目録を作成し、常に主たる事務所に備え置いてください。

◆ 構成員名簿の作成と備置義務

構成員名簿を作成し、常に主たる事務所に備え置くとともに、構成員の変更があるごとに訂正してください。

◆ 総会開催の義務

代表者は、少なくとも毎年1回、構成員による総会を開いてください。

◆ その他

認可地縁団体は、代表者等がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負います。

5 認可地縁団体の性格

- ◆ 法律上の権利義務の主体となることができ、法人格を有します。
法人税や消費税、その他税に関する法令の規定は、通常どおり適用されます。
ただし、税目や収益事業の状況によっては、減免措置が適用となる場合があります。
- ◆ 認可により権利能力を取得した後も、住民により任意的に組織された団体であることに変わりありません。法律上でも公法人ではなく、公共団体その他行政組織の一部ではありません。また、認可地縁団体が行う活動について、市長は一般的監督権限を持ちません。
- ◆ 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではいけません。
- ◆ 民主的な運営の下に自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはいけません。地縁による団体の運営のあり方は、認可の前後によって変わるものではありません。
- ◆ 特定政党のために利用してはいけません。

VIII 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

1 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは

法人格を取得し、個人名義で登記されている不動産の登記名義を認可後の地縁団体名義に変更する場合、登記簿に表示された所有者がすでに死亡している場合など、その相続人の把握や同意を得ることに膨大な手間や費用がかかり、移転登記ができないという問題が生じています。

このようなことから、平成27年4月1日より地方自治法が改正され、認可地縁団体が所有する不動産のうち「一定の要件」を満たすものについて、所定の手続きを経ることで、認可地縁団体へ所有権の移転の登記ができるようにする特例制度が設けられました。

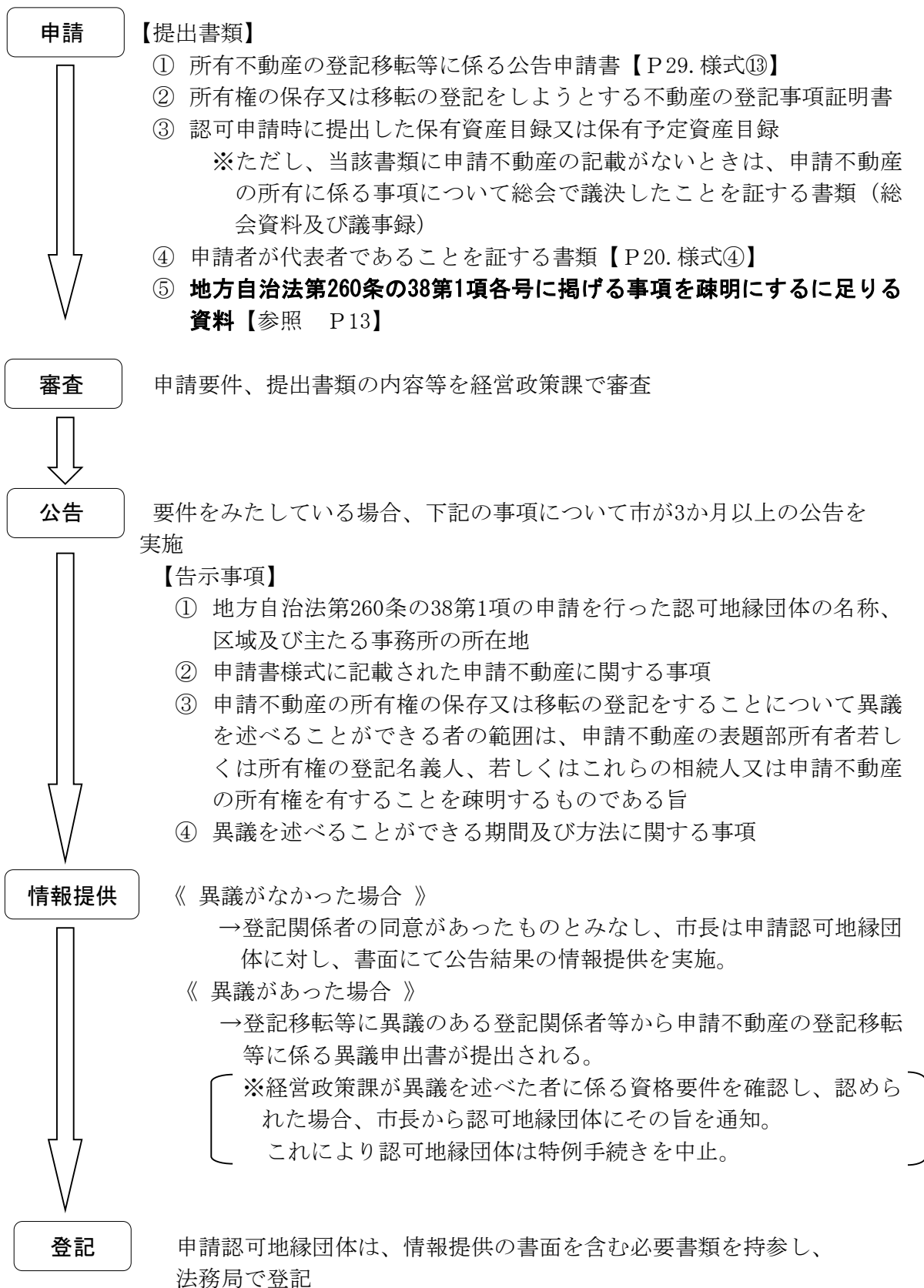
なお、**市の認可を受けていない地縁団体が特例制度の対象となる不動産を所有している場合は、認可を受けた後でなければ、特例適用を申請できません。**

2 申請の要件

下記の全ての要件を満たしている必要があります。

- (1) 当該認可地縁団体が当該不動産所有していること。
- (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。
- (3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること
- (4) 当該不動産の登記関係者の全部または一部の所在が知れないこと

3 申請の流れ



4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明にするに足りる資料

- (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること

◆ 提出資料（ア～オのいずれかを提出。申請時点とその10年以上前のもの）

- ア. 納付済通知書
- イ. 公共料金支払い領収書
- ウ. 口座引落履歴
- エ. 固定資産税額確認書
- オ. 固定資産税課税台帳の記載事項証明書 等

※上記資料については、宛先又は名義が当該認可地縁団体となっていない場合、当該地縁団体が所有していることに相違ない旨、代表者の証明が必要。

◆ 上記資料が入手困難な場合、入手困難理由書【P 30. 様式⑭】

- (3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること

◆ 提出資料（ア～ウのいずれかを提出）

- ア. 認可地縁団体の構成員名簿
- イ. 市が保有する地縁団体台帳
- ウ. 墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合）等

◆ 上記資料が入手困難な場合、入手困難理由書【P 31. 様式⑮】

- (4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

◆ 提出資料（ア、イのいずれかを提出）

- ア. 不在住証明書
- イ. 配達証明付き郵便の不到達を証明する書類

◆ 上記資料が入手困難な場合、入手困難理由書【P 32. 様式⑯】

※全部又は一部の所在が知れないこととは、全部の所在が知れていること以外は全て含まれることとなるため、**登記関係者のうち少なくとも一人について、所在が知れないことを疎明するに足りる資料を添付できれば当該要件を満たすこととなります。**この場合、認可地縁団体が特例制度の申請を行うことについて、**所在が判明している登記関係者からは、同意を得ておくことが必要。**【P 33. 様式⑰】

様式、関係法令等

【様式①】

令和〇年〇月〇日

延岡市長 ○ ○ ○ ○ 様

認可を受けようとする地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名 称 △ △ △ 区

所在地 宮崎県延岡市△△町一丁目1番地1

代表者の氏名及び住所

氏 名 延 岡 太 郎

住 所 延岡市△△町一丁目2番地1

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を
保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを
記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類

【様式②】

〇〇町区総会議事録 (参考例)

1. 開催日時 令和 年 月 日 時から 時まで
2. 場所 延岡市〇〇町 〇〇公民館
3. 出席者 出席会員数 〇〇名（総会員数〇〇〇名） 委任状提出者 〇〇名
4. 議題

- 第1号議案 〇〇町区法人化に関する件
第2号議案 〇〇町区規約改正案の件
第3号議案 〇年度〇〇町区活動報告及び決算の承認の件
第4号議案 〇年度〇〇町区活動計画及び予算案承認の件
第5号議案 役員選任の件
第6号議案 その他

総会の成立要件は、一般的には総会員の過半数です。
また、会員とは世帯単位ではなく個人単位です。区の規約でご確認ください。

5. 議事

(1) 総会の成立

区長〇〇氏が本日の〇〇町区総会の成立を告げた後、挨拶を行った。

(2) 議長の選出

続いて議長の選出に移り、満場一致で〇〇氏が選出され、議長の挨拶が行われた。

また、議事録署名人の選出が行われ、全員から議長へ一任する旨の発言があり、議長が〇〇氏と〇〇氏を候補者として諮ったところ満場一致で承認された。

(3) 第1号議案 〇〇町区法人化に関する件

議長より法人化の趣旨を説明したところ賛成〇票、反対〇票で承認された。

(4) 第2号議案 〇〇町区規約改正案承認の件

原案のとおり賛成〇票、反対〇票で承認された。（原則、総会員の3/4以上）

(5) 第3号議案 〇年度〇〇町区活動報告及び決算の承認の件

原案のとおり賛成〇票、反対〇票で承認された。

(6) 第4号議案 〇年度〇〇町区活動計画及び予算案承認の件

原案のとおり賛成〇票、反対〇票で承認された。

(7) 第5号議案 役員選任の件

会員から役員の選任について議長へ一任する旨の発言があり、議長が役員の候補者を諮ったところ次のとおり賛成〇票、反対〇票で承認された。

区長 〇〇 〇〇氏

副区長 〇〇 〇〇氏

(8) 第6号議案 その他

会員から、防犯灯の故障箇所の指摘があり、役員より速やかに対応する旨の回答があった。

議長より以上をもって本総会の議事の審議が終了した旨が告げられ、閉会を宣言した。

この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人がここに署名（または記名押印）する。

令和 年 月 日 議長 〇〇 〇〇 (印)
議事録署名人 〇〇 〇〇 (印)
議事録署名人 〇〇 〇〇 (印)

写しの場合

原本と相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日 代表者 △△ △△

【様式③－１】

保 有 資 産 目 録

団体の名称 △ △ △ 区

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地
△△△区集会所	100.50㎡	延岡市△△町一丁目1番地1

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

〔保有資産目録記載要領〕

1 (1) ア建 物

○名 称・・・〇〇区集会所、〇〇区公民館等の名称が付されている場合は、これによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること。

○延床面積・・・不動産登記規則に基づき各階ごとに算出された床面積を合計したものとする。

(注) 不動産登記規則

建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（区分建物にあっては、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、1平方メートルの100分の1未満の端数は、切り捨てるものとする。

○所在地・・・地番及び家屋番号まで記載すること。

1 (1) イ土 地

○地 目・・・不動産登記規則に定める区分により定めるものとする。

(注) 不動産登記規則

地目は、土地の主たる用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定めるものとする。

○面 積・・・不動産登記規則に定める「地積」と同一とすること。

(注) 不動産登記規則

地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、1平方メートルの100分の1（宅地及び鉱泉地以外の土地で10平方メートルを超えるものについては、1平方メートル）未満の端数は、切り捨てる。

○所在地・・・地番まで記載すること。

2 (1) 所有権以外の権原により保有している不動産

○権 原・・・不動産登記法に規定する権利のうち「所有権」を除くものとする。

(注) 不動産登記法に規定する所有権を除く権利

地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権

○不動産の種類・・・土地、建物、立木の区分によること。

○所在地・・・原則として1に同じ。

2 (2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

○資産の種類及び数量・・・国債、地方債、社債といった区分により、銘柄（社債の場合は「〇会社物上担保附社債」、国債及び地方債の場合は「〇〇分利付〇債」）、券面金額、取得金額を記入すること。

※ 立木の所有権については、1 (1) イ土地の「地目」を「樹種」に、「面積」を「数量」と読み替えて記載すること。なお所在地については、立木に関する法律の規定に留意すること。

(注) 立木に関する法律

樹木が1筆の土地の一部分に生立する場合においては、その部分の位置及び地積、その部分を表示すべき名称又は番号あるときは、その名称又は番号

資産を保有している、または、保有を予定している場合のみ要提出

【様式③－２】

保有予定資産目録

団体の名称 △ △ △ 区

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の 取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産 の所在地
建 物	令和○年○月○日	○○ ○○	延岡市○○町○番地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権原取得の予定時期
土 地	地上権	令和○年○月○日

〔保有予定資産目録記載要領〕

1 不動産・・・所有権を取得する予定の不動産について記入すること。

○不動産の種類・・・土地、建物、立木の区分による。

○取得予定時期・・・売買等により不動産の所有権を取得する予定時期を、少なくとも年月まで記載すること。

なお、この「取得予定時期」は、認可申請年月日とできるかぎり近接していることが望ましい。

○所在地・・・・・・原則として地番まで記載するものとするが、住居表示によっても差し支えない。
また、建物の場合にあつては、建物の表示登記において家屋番号が登記されているときは、家屋番号まで記載すること。

2 不動産に関する権利等

○資産の種類・・・不動産の場合は、土地、建物、立木の区分による。
金融資産の場合は、国債、地方債、社債といった区分により記入すること。

○権 原・・・・・・不動産の場合には、不動産登記法に規定する権利のうち「所有権」を除くものとする。

(注) 不動産登記法に規定する所有権を除く権利

地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権

○取得予定時期・・・1に同じ

受 諾 書

私は、令和○年○月○日に行われました
延岡一区の総会において、区長に選出され、
これを受諾しましたことを証明します。

令和○年○月○日

延岡市○○町一丁目△△番地△
延 岡 太 郎

【様式⑤】

認可地縁団体印鑑登録申請書

延岡市長様

令和〇年〇月〇日

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 〇〇区長之印	認可地縁団体の名称	〇〇区		
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	宮崎県延岡市〇〇町一丁目〇〇番地〇		
	資格	代表者	個人印	代表者 (登録者) の実印
	氏名	〇〇 〇〇		
	住所	延岡市〇〇町一丁目△△番地△		
	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日		

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 ☒ 本人 氏名 〇〇 〇〇 (印)

☐ 代理人 住所 延岡市〇〇町一丁目〇番地△△

(注意事項)

- この申請は、代表者等本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任状が必要です。
- 登録しようとする認可地縁団体印鑑を持参してください。
- 個人印欄には、代表者等が延岡市に登録している個人の印鑑を押印してください。また、当該印鑑に係る印鑑登録証明書を提出してください。
- 資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

【様式⑥】

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

延岡市長様

令和〇年〇月〇日

登録されている 認可地縁団体印鑑 ○○区長之印	認可地縁団体の 名称	○○区
	認可地縁団体の 主たる事務所の 所在地	宮崎県延岡市○○町一丁目○○番地○
	資 格	代表者
	氏 名	○○ ○○
	住 所	延岡市○○町一丁目△△番地△
	生 年 月 日	昭和○○年○月○日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 1 通の交付を申請します。

申請者 ☒ 本人 氏名 ○○ ○○ (印)

□代理人 住所 延岡市〇〇町一丁目〇番地△△

(注意事項)

- 1 この申請は、代表者等本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任状が必要です。
- 2 資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

【様式⑦】

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

延岡市長様

令和〇年〇月〇日

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称	〇〇区		
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	宮崎県延岡市〇〇町一丁目〇〇番地〇		
	資格	代表者	個人印	代表者 (登録者) の実印
	氏名	〇〇 〇〇		
	住所	延岡市〇〇町一丁目△△番地△		
	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日		

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者 ☒ 本人 氏名 〇〇 〇〇 印

□ 代理人 住所 延岡市〇〇町一丁目〇番地△△

(注意事項)

- 1 この申請は、代表者等本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任状が必要です。
- 2 登録している認可地縁団体印鑑を亡失された場合には、個人印欄に、代表者等が延岡市に登録している個人の印鑑を押印してください。また、当該個人の印鑑に係る印鑑登録証明書を提出してください。
- 3 資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

【様式⑧】

令和〇年〇月〇日

延岡市長 〇〇 〇〇 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 **延岡一区**

所在地 **宮崎県延岡市〇〇町一丁目〇〇番地〇**

代表者の氏名及び住所

氏 名 **延 岡 太 郎**

住 所 **延岡市〇〇町一丁目△△番地△**

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類

特に決まった様式はありません。変更部分と変更内容及び変更理由を具体的に記入してください。

- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

規約変更をしたときの〇〇区総会の議事録等

議事録に規約変更の内容及び理由が具体的に記載されている場合は、議事録が1と2の書類を兼ねますので議事録のみを提出してください。

【様式⑨】

規約変更の内容及び理由を記載した書類（参考例）

〇〇区規約を次のように改める。

【変更前】

（役員の種類）

第〇条 本会に次の役員を置く。

- (1) 区長 1人
- (2) 副区長 1人
- (3) 会計 1人
- (4) 監査 1人

【変更後】

（役員の種類）

第〇条 本会に次の役員を置く。

- (1) 区長 1人
- (2) 副区長 2人
- (3) 会計 1人
- (4) 監査 1人

理由：地区の活動を円滑に行うため、副区長の数を1人から2人に増員した。

【様式⑩】

〇〇町区総会議事録（参考例）

1. 開催日時 令和 年 月 日 時から 時まで
2. 場所 延岡市〇〇町 〇〇公民館
3. 出席者 出席会員数 〇〇〇名（総会員数〇〇〇名） 委任状提出者 〇〇〇名
4. 議題

第1号議案〇〇町区規約改正案の件
第2号議案〇年度〇〇町区活動報告及び決算の承認の件
第3号議案〇年度〇〇町区活動計画及び予算案承認の件
第4号議案役員選任の件

総会の成立要件は、一般的には総会員の過半数です。
また、会員とは世帯単位ではなく個人単位です。区の規約でご確認ください。

5. 議事

(1) 総会の成立

区長〇〇氏が本日の〇〇町区総会の成立を告げた後、挨拶を行った。

(2) 議長の選出

続いて議長の選出に移り、満場一致で〇〇氏が選出され、議長の挨拶が行われた。また、議事録署名人の選出が行われ、全員から議長へ一任する旨の発言があり、議長が〇〇氏と〇〇氏を候補者として諮ったところ満場一致で承認された。

(3) 第1号議案 〇〇町区規約改正案承認の件

原案のとおり賛成〇票、反対〇票で承認された。

(4) 第2号議案 〇年度〇〇町区活動報告及び決算の承認の件

原案のとおり賛成〇票、反対〇票で承認された。

(5) 第3号議案 〇年度〇〇町区活動計画及び予算案承認の件

原案のとおり賛成〇票、反対〇票で承認された。

(6) 第4号議案役員選任の件

会員から役員の選任について議長へ一任する旨の発言があり、議長が役員の候補者を諮ったところ次のとおり賛成〇票、反対〇票で承認された。

区長 〇〇 〇〇氏
公民館長 〇〇 〇〇氏
副区長 〇〇 〇〇氏

規約の改正は、総会員の4分の3以上の議決を得となっているのが一般的です。
区の規約でご確認ください。

議長より以上をもって本総会の議事の審議が終了した旨が告げられ、閉会を宣言した。

この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人がここに署名（または記名押印）する。

令和 年 月 日

議長 〇〇 〇〇 (印)
議事録署名人 〇〇 〇〇 (印)
議事録署名人 〇〇 〇〇 (印)

写しの場合

原本と相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日 代表者 △△ △△

【様式⑪】

令和○年○月○日

延岡市長 ○○ ○○ 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の
所在地

名 称 延岡一区

所在地 宮崎県延岡市○○町一丁目○○番地○

代表者の氏名及び住所

代表者（区長）の変更の場合には、
新代表者が届け出てください。

氏 名 延岡 太郎

住 所 延岡市○○町一丁目△△番地△

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、
告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

（例）代表者の氏名及び住所

新代表者 延岡太郎 延岡市○○町一丁目△△番地△

旧代表者 宮崎次郎 延岡市○○町一丁目◇◇番地◇

2 変更の年月日

（例）令和○年4月1日

総会開催日以後の就任日

3 変更の理由

（例）役員改選による

【様式⑫】

認可地縁団体告示事項証明書交付請求書

令和 ○ 年○月○日

延岡市長 ○○ ○○ 様

請求者 延岡市○○町△丁目○○○番地

○○ ○○

地方自治法第260条の2第12項の規定に基づき、下記の認可地縁団体に係る告示事項に関する証明書の交付を請求いたします。

記

団 体 の 名 称： 延岡一区

主たる事務所の所在地： 宮崎県延岡市○○町一丁目○○番地○

【様式⑬】

令和〇年〇月〇日

延岡市長 〇〇 〇〇 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 △△△区

所在地 宮崎県延岡市△△町一丁目1番地1

代表者の氏名及び住所

氏 名 延岡 太郎

住 所 延岡市△△町一丁目2番地1

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
〇〇〇〇	□□□㎡	延岡市△△町一丁目3番地1

・土地

地 目	面 積	所 在 地
別紙のとおり		

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 宮崎次郎 他〇名

住 所 延岡市△△町一丁目5番地1 他

書ききれない場合は、別紙を添付してください。

(別添書類)

- 1 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- 2 保有資産目録又は保有予定資産目録等
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

【様式⑭】

入手困難理由書（不動産所有関連）

令和〇年〇月〇日

名 称 △△△区

所在地 宮崎県延岡市△△町一丁目1番1

代表者名 延岡 太郎

住 所 延岡市△△町一丁目2番地1

書ききれない場合は、別紙を
添付してください。

今回、△△△区 が不動産の登記移転等に係る公告申請した不動産の内、

延岡市△△町一丁目3番地1 については、10年以上前から △△△区 が所有の意思
をもって平穏かつ公然と占有しているものの、それを疎明する資料が廃棄等により提出で
きないため、本地域の実情に精通した下記の者の証明を提出いたします。

記

△△△区 が不動産の登記移転等に係る公告申請した不動産の内、

延岡市△△町一丁目3番地1 については、10年以上前から △△△区 が所有の意
思をもって平穏かつ公然と占有していることを証明します。

氏 名 延岡 花子

住 所 延岡市△△町一丁目番地1

役職名等 令和〇〇年度△△△区長

【様式⑮】

入手困難理由書（構成員関連）

令和〇年〇月〇日

名 称 △△△区
所在地 宮崎県延岡市△△町一丁目1番1
代表者名 延岡 太郎
住 所 延岡市△△町一丁目2番地1

書ききれない場合は、別紙を
添付してください。

今回、△△△区 が不動産の登記移転等に係る公告申請した不動産の内、
延岡市△△町一丁目3番地1 の登記名義人等については、かつて本団体の構成員であったものの、それを疎明する資料が廃棄等により提出できないため、本地域の実情に精通した下記の者の証明を提出いたします。

記

△△△区 が不動産の登記移転等に係る公告申請した不動産の内、
延岡市△△町一丁目3番地1 の登記名義人等については、かつて本団体の構成員であったことを証明します。

氏 名 延岡 花子
住 所 延岡市△△町一丁目6番地1
役職名等 令和〇〇年度△△△区長

【様式①⑥】

入手困難理由書（所在関連）

令和〇年〇月〇日

名 称 △△△区

所在地 宮崎県延岡市△△町一丁目1番1

代表者名 延岡 太郎

住 所 延岡市△△町一丁目2番地1

書ききれない場合は、別紙を
添付してください。

今回、△△△区 が不動産の登記移転等に係る公告申請した不動産の内、
延岡市△△町一丁目3番地1 の登記名義人等については、かつて本団体の構成員であったもの
の、現在所在が知れず、それを疎明する資料を提出できないため、本地域の実情に精通した下
記の者の証明を提出いたします。

記

△△△区 が不動産の登記移転等に係る公告申請した不動産の内、
延岡市△△町一丁目3番地1 の登記名義人等については、かつて本団体の構成員であったもの
の、その所在が知れないことを証明します。

氏 名 延岡 花子

住 所 延岡市△△町一丁目3番地1

役職名等 令和〇〇年度△△△区長

【様式⑰】

同意書

私は、地方自治法第260条の38第1項の規定により、下記認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告を申請することに同意します。

記

○ 申請する認可地縁団体の名称 △△△

○ 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
〇〇〇〇	□□□㎡	延岡市△△町一丁目3番地1

・土地

地 目	面 積	所 在 地
列紙のとおり		



書ききれない場合は、別紙を添付してください。

令和〇年〇月〇日

住所 延岡市△△町一丁目7番地1

氏名 宮崎 花子

◇ 地方自治法

〔地縁による団体〕

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。

⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住住所を有する個人の加入を拒んではならない。

⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。

⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。

⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すこと

ができる。

- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

〔規約の変更〕

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- ② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔財産目録及び構成員名簿〕

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

- ② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

〔代表者〕

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

〔認可地縁団体の代表〕

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

〔代表者の代表権の制限〕

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

〔代表者の代理行為の委任〕

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

〔仮代表者〕

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

〔利益相反行為〕

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

〔監事〕

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

〔監事の職務〕

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

〔通常総会〕

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

〔臨時総会〕

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

- ② 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

〔総会の招集〕

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

〔認可地縁団体の事務の執行〕

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

〔総会の決議事項〕

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔構成員の表決権〕

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

- ② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。
- ③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第二百六十条の十九の二において同じ。）により表決をすることができる。
- ④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

〔表決権のない場合〕

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

〔総会の決議方法〕

第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

- ② この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による

決議があつたものとみなす。

- ③ この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。
- ④ 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

〔認可地縁団体の解散事由〕

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 第二百六十条の二第十四項の規定による同条第一項の認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。
- 六 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

〔解散の決議〕

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の二十二 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

- ② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

〔清算中の認可地縁団体の能力〕

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

〔清算人〕

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

〔裁判所による清算人の選任〕

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

〔清算人の解任〕

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

〔清算人の職務及び権限〕

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
 - 二 債権の取立て及び債務の弁済
 - 三 残余財産の引渡し
- ② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

〔債権の申出の催告等〕

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

- ② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥すること

ができない。

- ③ 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

- ④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

〔期限経過後の債権の申出〕

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

〔清算中の認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- ② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

- ③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものとあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

- ④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

〔残余財産の帰属〕

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

- ② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

- ③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

〔裁判所による監督〕

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- ② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

〔清算終了の届出〕

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

〔仮代表者の選任等に関する事件の管轄〕

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

〔不服申立ての制限〕

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

〔裁判所の選任する清算人の報酬〕

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

〔検査役の選任〕

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさ

せるため、検査役を選任することができる。

- ② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。
この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

〔認可地縁団体の合併〕

第二百六十条の三十八 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

〔合併の認可〕

第二百六十条の三十九 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

- ② 前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- ③ 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- ④ 第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

〔合併の不服申立て〕

第二百六十条の四十 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

- ② 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

第二百六十条の四十一 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

- ② 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
- ③ 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

〔認可地縁団体設立の事務〕

第二百六十条の四十二 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

〔消滅団体の権利事務の承継〕

第二百六十条の四十三 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体がその行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

〔合併の告示〕

第二百六十条の四十四 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

- ② 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

- ③ 合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。
- ④ 第一項の規定により告示した事項は、第二百六十条の二第十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。
- ⑤ 第二百六十条の四第一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

〔認可の取消〕

第二百六十条の四十五 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十条の三十九第三項の認可を取り消すことができる。

- 一 第二百六十条の三十九第三項の認可をした日から六月を経過しても第二百六十条の四十一第三項の規定による届出がないとき。
- 二 認可地縁団体が不正な手段により第二百六十条の三十九第三項の認可を受けたとき。
- ② 前条第一項の規定による告示後に前項（第二号に係る部分に限る。）の規定により第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。
- ③ 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。
- ④ 前二項に規定する場合には、各認可地縁団体の第二項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

〔認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例〕

第二百六十条の四十六 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。

以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足る資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
- 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
- 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。
- ② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

- ③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。
- ④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。
- ⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の四十七 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- ② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

〔過料〕

第二百六十条の四十八 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 三 第二百六十条の四十第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 四 第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。

◇ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(住所)

第4条 一般社団法人及び一般財団法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(代表者の行為についての損害賠償責任)

第78条 一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

◇ 地方自治法施行規則

[地縁による団体の申請]

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
 - 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
 - 三 構成員の名簿
 - 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
 - 五 申請者が代表者であることを証する書類
- 2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

[認可地縁団体合併の認可申請]

第十八条の二 地方自治法第二百六十条の三十九第四項において準用する同法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該各認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）の規約
 - 二 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
 - 三 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
 - 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
 - 五 合併しようとする各認可地縁団体の規約
 - 六 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類
- 2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

[地縁による団体を認可した場合の告示]

第十九条 地方自治法第二百六十条の二第十項（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七十六条の十三第四項及び森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行つた場合
- イ 名称
- ロ 規約に定める目的

- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所
- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 認可年月日
- 二 土地改良法第七十六条の十三第三項の通知があつた場合
- イ 名称
- ロ 規約に定める目的
- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所
- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 土地改良法第七十六条の十二第二項第五号の日又は同法第七十六条の十三第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日
- 三 森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合
- イ 名称
- ロ 規約に定める目的
- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所
- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 森林組合法第百条の二十第二項第七号の日又は同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日
- 四 解散した場合（破産及び合併による場合を除く。）
- イ 名称
- ロ 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 解散事由
- ヘ 解散年月日
- 五 清算終了の場合
- イ 名称
- ロ 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 清算終了年月日
- 六 前二号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の第二十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合
告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

〔告示事項の変更についての届出〕

第二十条 地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

〔告示事項の証明書の請求〕

第二十一条 地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第十九条及び第二十二条の二の四に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

〔規約変更の認可申請〕

第二十二条 地方自治法第二百六十条の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

（電磁的方法）

第二十二条の二 地方自治法第二百六十条の十八第三項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（電磁的方法による決議に係る構成員の承諾）

第二十二条の二の二 認可地縁団体の代表者は、地方自治法第二百六十条の十九の二第一項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

3 第一項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があつたときは、地方自治法第二百六十条の十九の二第一項に規定する決議を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び第一項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

〔合併の不服申立ての届出〕

第二十二条の二の三 地方自治法第二百六十条の四十一第三項の規定による届出は、届出書

に同法第二百六十条の四十第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第二百六十条の四十一第二項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類を添えて行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

〔合併について総務省令で定める事項〕

第二十二条の二の四 地方自治法第二百六十条の四十四第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 合併後の認可地縁団体の名称
- 二 合併後の認可地縁団体の規約に定める目的
- 三 合併後の認可地縁団体の区域
- 四 合併後の認可地縁団体の主たる事務所
- 五 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
- 六 合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- 七 合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- 八 合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- 九 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可の年月日
- 十 合併前の各認可地縁団体の名称
- 十一 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

〔登記関係者の所在が知れない場合の公告の申請〕

第二十二条の二の五 地方自治法第二百六十条の四十六第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書
- 二 申請不動産に関し、地方自治法第二百六十条の四十六第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 三 申請者が代表者であることを証する書類
- 四 地方自治法第二百六十条の四十六第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

〔公告事項〕

第二十二条の三 地方自治法第二百六十条の四十六第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十条の四十六第一項の申請を行つた認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- 二 前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項
- 三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨
- 四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

〔公告に係る情報提供〕

第二十二條の四 地方自治法第二百六十條の四十六第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

〔公告に係る通知〕

第二十二條の五 地方自治法第二百六十條の四十六第五項に規定する通知は、第二十二條の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

標準規約（例）

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 会員（第5条—第9条）
- 第3章 役員（第10条—第14条）
- 第4章 総会（第15条—第25条）
- 第5章 役員会（第26条—第30条）
- 第6章 資産及び会計（第31条—第37条）
- 第7章 規約の変更及び解散（第38条—第40条）
- 第8章 雑則（第41条・第42条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、会員の福利と親睦を図り、良好な地域社会の維持及び形成に資するため、次の共同活動を行うことを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 防災、防犯、交通安全に関すること。
- (5) 会員の福利と親睦に関すること。
- (6) 会の発展に関すること。
- (7) ○○○○○○
- (8) ×××××

（例）

（説明）【自治法260条の2第1項、2項、3項】…必置規定

認可地縁団体となった後は、規約に定める目的の範囲内で法人としての権利を有し、義務を負うこととなります。団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定めることが求められます。また、目的は広く地域的な社会的共同活動であることが必要です。

（名称）

第2条 本会は、○○区と称する。

（説明）【自治法260条の2第3項】…必置規定

（区域）

第3条 本会の区域は、延岡市○○町○丁目○○番から○○番までの区域とする。

（説明）【自治法260条の2第2項、3項、4項】…必置規定

団体の構成員のみならず、その他の住民にとっても区域が明らかである必要があります。加えて、区域は相当期間にわたり安定した状態でなければなりません。

地番又は住居表示により表示することが最も望ましいのですが、客観的に明らかであるなら、「○○町○丁目のうち、○○川の北の区域」とすることも可能です。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、宮崎県延岡市〇〇町〇丁目〇〇番地に置く。

(説明) 【自治法260条の2第3項】…必置規定

主たる事務所の所在地が団体の住所となります。代表者の自宅に主たる事務所を置くことも可能ですが、登記の関係等を考慮すると、集会施設（公民館）等を主たる事務所の所在地にするのが一般的です。

第2章 会員

(会員の資格)

第5条 本会の会員となり得る者は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(説明) 【自治法260条の2第2項、3項】…必置規定

区域に住所を有する全ての個人が構成員になることができることが認可の条件であり、規約にもその旨が定められている必要があります。

また、区域に住所を有すること以外の条件を設けることはできません。

(入会)

第6条 前条の資格を有する個人で、本会に入会しようとする者は、入会申込書を区長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒まない。

(説明) 【自治法260条の2第2項、7項】

地縁による団体は、その性格から、入会退会は本人の自由です。

加入希望者の意思が確認できる方法が定められていけばよいでしょう。加入に際しては、いかなる意味においても制約を課すことは認められません。

また、「正当な理由」とは、その者の加入によって当該団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかに認められる場合です。しかし、実際の住民自治活動では極めて例外的な場合に限られるでしょう。

(退会等)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 第5条に定める資格を有しなくなった場合

(2) 本人から退会届が区長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

(説明)

前条の加入の手续と同様の考え方です。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(説明)

会費は、金額を明示して定める方法もあります。その場合は、金額を改める度、条文を改めることになりますが、規約の改正は総会の議決が必要になります。

よって、表記のように年1回の通常総会で定める方法が実務上適当でしょう。

会費の金額は、世帯あたり、会員あたりなど区の慣習により算出してください。

(抛出金品の不返還)

第9条 第7条に該当する者が既に納入した会費その他の抛出金品は返還しない。

第3章 役員

(役員の種別)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 区長 1人
- (2) 副区長 ○人
- (3) 会計 ○人
- (4) △△△△ ○人
- (5) 監事 ○人

(説明) 【自治法260条の2第3項、260条の5、260条の6】…(1)は必置規定

【自治法260条の5、260条の6：監事】

認可地縁団体には、1人の代表者を置かなければならず、また、1人又は数人の監事を置くことができるとされています。したがって、代表者を1人必ず選出する必要がある、また、1人又は複数の監事を置くことが適当です。

(役員の選任)

第11条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事は、区長、副区長又はその他の役員を兼ねることができない。

(説明)

役員の選任は、区の運営において重要な事項ですので、総会において行うことが適当です。また、監事の性格上、他の役員と兼職することは避ける必要があります。

(役員の職務)

第12条 区長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副区長は、区長を補佐し、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、区長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 区長、副区長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(説明) 【自治法260条の5、260条の6、260条の11、260条の12】…1項は必置規定

役員の職務は、明らかにしておくことが適当と考えられます。また、表記のように区長に事故等があった場合の、代行の規定を定めることも可能です。ただし、区長はあくまでも総会で選任させる事が適当です。

この代行とは、区長の権限なくして、区内部のために区長の事務を行うと考えてください。団体が法人としての法律行為(契約等)を行う等、区長としての権限を行使する必要がある、早急に臨時総会を開催して、区長を選任する必要があります。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(班)

第14条 本会に班を設ける。

2 班長は班員の中から互選し、任期は○年とする。

(説明)

班、組等を設けて班長、組長等を置いている場合に、表記のように規定することも可能です。班長、組長等を役員に加えている区もあります。

第4章 総会

(総会の種別)

第15条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(説明) 【自治法260条の2第3項、260条の13、260条の14】

会議に関する事項は必置規定

(総会の構成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

(説明) 【自治法260条の13】

代表者(区長)は、少なくとも毎年1回、構成員(会員)の通常総会を開かなければならないこととされています。総会は、世帯単位で行っていた区もあるかと思いますが、会員個人を総会の構成単位としてください。

(実際には、世帯主がその世帯の会員の委任状を持って総会に参加する区が多いようです。)

(総会の権能)

第17条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(説明) 【自治法260条の16】

総会では、規約で代表者その他の役員に委任したものを除くすべての事務を決議することになっています。

このうち、規約の改正など法律上総会で決議することになっているものは他に委任することはできません。この規約例においては、会費の額(第8条)、役員の選任(第11条)、資産の処分(第33条)、事業計画及び予算(第35条)、事業報告及び決算(第36条)、規約の変更(第38条)、解散(第39条)、残余財産の処分(第40条)があります。

＜次ページに続く＞

(備考)

総会と役員会

総 会…代表者その他の役員に委任したものを除くすべての事務について決議できる、認可地縁団体の最高意思決定機関です。

役員会…総会の専決事項とされている重要事項以外で、規約で委任されたものについて決定します。

(総会の開催)

第18条 通常総会は、毎年度決算終了後〇箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 区長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第12条第4項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

3 総会において決議すべき場合において、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。

4 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

(説明) 【自治法260条の4、260条の12第4号、260条の13、260条の14、260条の19の2】

総会は、自治法260条の13により、少なくとも年1回開催しなければならない、また、260条の4により、財産目録は、事業年度終了時に作成しなければならないとされています。事業計画及び予算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び決算の承認を年度終了後に行う場合には通常総会を2回行うこととなりますが、通常総会は、年度で1回開催するのが通例と考えられることから、第1項のように定めることが望ましいと考えられます。

臨時総会は、総会員の5分の1以上から請求があったときは総会を招集することになります。この「5分の1」の定数を増減することは可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うことにならないよう留意してください。

総会を開催することなく書面または電磁的方法による決議を行うことについて、会員全員の承諾があれば、総会の開催を省略することができます。なお、この場合には、総会に関する規定を準用し、その決議は総会の決議と同一の効力を有します。

(総会の招集)

第19条 総会は、区長が招集する。

2 区長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(説明) 【自治法260条の13、260条の14、260条の15】

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(説明)

総会の議長は、表決権を行使することになる以上、表記のように出席した会員の中から選出する必要がありますが、会長は会員の中から選任されていることにより「総会の議長は、会長がこれに当たる」と定めることも可能です。

(総会の定足数)

第21条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(説明)

総会の定足数については、地方自治法上特に定めはありませんが、表記のように規定することが適当です。

(総会の議決)

第22条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総会において決議すべきものとされた事項について会員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。
- 3 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

(説明)

議決に要する会員数は、一部の事項を除き、地方自治法上特に定めはありませんが、表記のように規定することが適当です。

また、「この規約に定めるもののほか」とは、この規約例においては、資産の処分(第33条)、規約の変更(第38条)、解散(第39条)、残余財産の処分(第40条)のことです。

書面又は電磁的方法による決議においては、その決議事項について会員全員の合意が必要であり、賛否が分かれた場合には、書面又は電磁的方法による決議はできず、ひいては総会の開催の省略も認められていません。

(会員の議決権)

第23条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

- 2 次の各号に掲げる事項以外の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1(各世帯1票)とする。
 - (1) 規約の変更
 - (2) 区長、監事及び清算人の選任
 - (3) 第33条の資産の処分
 - (4) 会の解散及び残余財産の処分
 - (5) △△△△

(説明) 【自治法260条の18】

自治法260条の18にあるように、表決権は各会員が平等に有します。

しかし、実際のところ、住民自治組織では、世帯単位で表決権を1票とする運営が行われていると思われます。そうしたことを勘案して第2項の規定を定めることも可能です。これは、重要な事項を除いて、表決権を「1世帯で1票を有する」という意味ですが、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会においても是認され、合理的であることが求められます。

(総会の書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任する

ことができる。

- 2 前項の場合における第21条及び第22条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(説明) 【自治法260条の18】

第2項を規定することにより、書面表決を行った会員及び他の会員を代理人として表決を委任した会員を出席者に含めることで、会員数が極めて多い場合にも総会の定足数の要件を満たすことが容易になり、総会を開催し議決を行うことが可能となります。

(総会の議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名者の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名者2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

(説明)

会議が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明することが、法人化の認可を申請するとき、規約変更の認可を申請するとき、告示事項（代表者の氏名・住所等）の変更を届け出るとき等に必要なことから、議事録を作成することを規約に定めることが望ましいと考えられます。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第26条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(説明)

監事は、会務の執行を監査する職務上、役員会に参画しないこととするのが適当です。その場合、監事は役員会の構成員にはなれません（表決権を有しない）が、役員会に出席することは可能と考えられます。

(役員会の権能)

第27条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(説明) 【自治法260条の16】

地縁による団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には困難であることから、実務上の執行に関しては、役員会等において決定していくのが適当と考えられます。

(役員会の招集)

第28条 役員会は、区長が必要と認めるとき招集する。

- 2 区長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の

請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第29条 役員会の議長は、区長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第30条 役員会には、第21条、第22条、第24条及び第25条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(説明)

準用とは、ある事項についての規定を、他の事項についても同じように用いることです。ここでは、役員会の定足数、議決、書面表決、議事録について総会の規定を用いた形になっています。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(説明) 【自治法260条の2第3項】…必置規定

地縁による団体の法人格を取得する目的は不動産等の資産を団体名義で登記することですから、規約において流動資産・固定資産を問わず全ての資産の構成等を定めておく必要があります。

具体的に全て掲げるよりも「別に定める財産目録記載の資産」とした方が簡便でよいでしょう。また、財産目録は、自治法260条の4により、毎事業年度終了時に作成し、主たる事務所に備え置くことが義務づけられています。

(資産の管理)

第32条 本会の資産は、区長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(説明)

資産を管理し経費を支弁することは、役員会の定める方法により会長が行うとすることが適当です。また、第10条のように会計役員を置いている場合は、第12条に規定するとおり会計が日常の出納事務を行うことになります。

(資産の処分)

第33条 本会の資産で第31条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の○以上の議決を要する。

(説明)

活動上重要な固定資産等の処分は、総会の議決が必要です。このため第33条のように総会において処分に関し総会の議決を要する資産を決定しておくことが適当です。

(経費の支弁)

第34条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第35条 本会の事業計画及び予算は、区長が作成し、毎会計年度の開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、区長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(説明) 【自治法260条の4、260条の13】

事業計画及び予算は、団体の運営にとって重要事項ですから議決又は承認が必要です。

また、通常総会の開催について、この規約例18条のとおり規定した場合は、年度当初から通常総会において予算が議決される日までの間は、予算がないことになりますので、第2項のように定めておくことが実務上適当と考えられます。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算は、区長が事業報告書、収支計算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(説明) 【自治法260条の4】

事業報告及び決算は、団体の運営にとって重要事項ですから議決又は承認が必要です。

(会計年度)

第37条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(説明)

会計年度の定め方は特に制限はありませんが、一般的には、4月1日から翌年3月31日まで、または、1月1日からその年の12月31日までとする例が多いと思われます。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第38条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、延岡市長の認可を受けなければ変更することができない。

(説明) 【自治法260条の3、自治法施行規則第22条】

規約の変更は総会の専決事項です。また、規約が変更された場合は、「規約変更認可申請書」に「総会で議決したことを証する書類」(議事録)を添付して市長の認可を受けることが必要です。

「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、規約変更という重要な事項を少数の会員の意思で決定することのないようにしてください。

(解散)

第39条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(説明) 【自治法260条の20、260条の21】

具体的には、①破産手続開始の決定、②認可の取消し、③総会における総会員の4分の3以上の議決、④構成員が欠けたことによって、解散することになります。

「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、少数会員の意思によって解散することを可能とする規定は適当でないことに留意する必要があります。なお、この他に解散事由を規約で定めることも可能です。

(合併)

第40条 本会は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、延岡市長の認可を受けなければ合併することはできない。

(説明) 【自治法260条の38、260条の39】

自治法第260条38において、同一市町村内の認可地縁団体同士に限って、その合併が認められています。本条は法第260条の39に則る規定です。解散の場合と同様に、「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、少数会員の意思によって解散することを可能とする規定は適当でないことに留意する必要があります。

また、合併後の認可地縁団体が認可地縁団体の設立要件（法第260条の2第2項）に適合するか改めて確認する必要があるため、市町村長の認可を受けなければ合併の効力は生じないこととされています。

(残余財産の処分)

第41条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

(説明) 【自治法260条の31】

自治法260条の31第1項により、特定の個人等を残余財産の帰属者として規約で指定することもできますが、その地域で従前より共同使用し、財産によっては何世代にもわたって受け継いできたものを解散時の構成員だけで分配したり、営利法人に寄付する旨を定めることは、適当ではないと思われます。また、法人化の当初から、解散時の残余財産の具体的処分先を明らかにすることは困難でもあります。したがって、同条第2項の趣旨にかんがみ、表記のように本会と類似の目的を有する団体に限定して帰属者を定めることが適当と考えられます。

また、総会の議決については特に定めがないものの、その議決の重要性から、総会員の「4分の3」以上が望ましいと考えられます。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第42条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(説明) 【自治法260条の4】

構成員名簿と財産目録は、主たる事務所に備え置く必要があります。また、構成員名簿は変更があるごとに訂正しなければなりません。

(委任)

第43条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、区長が別に定める。

(説明)

規約施行上の細則を定める者は、「区長」でも「役員会」でもよいのですが、委任することについては、総会の議決を経る必要があります。なお、別に定める細則等としては、「弔慰金規程」や「旅費規程」などが挙げられます。

附 則

- 1 この規約は、令和○年○月○日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第35条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第37条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和○年3月31日までとする。

問合せ先

延岡市企画部 経営政策課

〒882-8686 延岡市東本小路2番地1

TEL 22-7079 FAX 22-7090

延岡市北方総合支所 地域振興課

〒882-0192 延岡市北方町川水流卯682番地

TEL 47-3600 FAX 47-2218

延岡市北浦総合支所 地域振興課

〒889-0392 延岡市北浦町古江1930番地

TEL 45-4233 FAX 45-3065

延岡市北川総合支所 地域振興課

〒889-0192 延岡市北川町川内名7250番地

TEL 46-5010 FAX 46-2223